



2024年11月15日

各 位

会社名 サンネクスタグループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高木 章  
(コード番号 8945 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員総務グループ長 田中 俊治  
(TEL. 03 - 5229 - 8839 )

## 従業員持株会を活用したインセンティブ・プラン導入に伴う 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2024年11月15日付の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、従業員持株会を活用したインセンティブ・プラン（以下「E S O P信託」といいます。）導入に伴う第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年12月6日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 415,900株
(3) 処分価額	1株につき1,005円
(4) 処分総額	417,979,500円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、福利厚生の一環として、当社の従業員持株会を活性化して当社従業員の安定的な財産形成を促進するとともに、当社従業員のエンゲージメントを高め、経営参画意識の向上と業績向上へのインセンティブを付与することにより、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、2024年8月16日開催の取締役会でE S O P信託の導入を決議いたしました。本自己株式処分は、E S O P信託の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する従業員持株E S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、信託期間中に本信託が当社持株会に譲渡すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は2024年6月30日現在の発行済株式総数10,767,200株に対し

3.86%（小数点第3位を四捨五入、2024年6月30日現在の総議決権個数91,249個に対する割合4.56%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は信託期間中に当社持株会に譲渡されるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、「従業員持株E S O P信託」の概要については、2024年8月16日付で公表いたしました「従業員持株会を活用したインセンティブ・プラン導入に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2024年12月2日
信託の期間	2024年12月2日～2028年11月30日（予定）
議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

#### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る本取締役会決議日の前営業日（2024年11月14日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,005円としております。本取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、本取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（3名、うち2名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上